

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・27年3月号



★メールでの架空請求！「コンテンツ総合情報代未納 至急連絡を」！？

・・・飯塚市消費生活センター

(相談事例)

B男さん(60才)の携帯電話に突然、メールでの請求が届きました。そこには、「過去のコンテンツ代の総合情報代が未納です。連絡なき場合は法的処置に入ります。至急連絡下さい。」と書いてありました。記憶にない代金の請求だったので、その旨を伝えるためにあわてて相手先に電話をすると、「証拠がある」と言われ180万円の請求をされた、とのことで困ってセンターへ相談されました。

(処理結果)

このような架空請求メールは、不特定多数に送信されています。連絡してくる人に対して、「証拠がある」、「払わねば裁判になる」などと脅してお金を取る手口であることや、180万円という請求金額には根拠がなく、一方的な請求には応じる必要はないことを伝え、相手にしないよう助言しました。

(アドバイス)

根拠のない請求を架空請求といいます。一方的な請求に応じる必要はありません。相手はいろいろな言葉で請求して来ますが、あわてず一人で悩まず、公的な機関にまず相談してください。

★安価なミシンを買うつもりが、高額なミシンを売りつけられてしまった。

・・・福岡市消費生活センター

(相談事例)

広告に掲載されていた1万円のミシンを注文した。3日前に業者が届けに来た際に安い商品は使い物にならないと、34万円のミシンについての説明を延々とされた。断りきれず買ってしまっただが、高額なミシンを買うつもりではなかったので返品したい。(50代女性)

(処理結果)

注文をしていない高額なミシンの販売は、特定商取引法の「訪問販売」に該当すると考えられ、クーリング・オフできる事を相談者に助言した。相談者はクーリング・オフの書面を発送し、業者はクーリング・オフに応じることになった。

(アドバイス)

今回のように、安価な商品をおとりに使って注文をとる場合だけでなく、点検のためと自宅へ来訪した時に、高額な商品を勧められたということも起こっています。

あとで後悔しないためにも、強引な勧誘があっても「よく考えてから買います。」とその場で購入をしないようにしましょう。もし不本意な契約をしてしまったら、早めに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、
まずはご相談
下さい！



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999	(日曜日も電話相談可)
福岡市	092-781-0999	(第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999	(土曜日も相談可)
久留米市	0942-30-7700	(第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857	
宗像市	0940-33-5454	(第2・第4土曜日も電話相談可)

* 「消費者ホットライン」0570-064-370(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

* 電話のかけ間違いにご注意下さい。